

石綿使用建物 解体時届出義務 環境省



環境省は、平成 17 年 10 月 25 日、アスベストが大気中に飛散するのを防止するために、アスベストを使用するすべての建築物について、解体や補修の際に都道府県への届出を業者に義務付ける報告書の骨子案をまとめました。環境省は来年 2 月までに大気汚染防止法に基づく政省令を改正します。

現行の届出制度は、延べ床面積 500 m²以上、吹き付け石綿の使用面積 50 m²以上の耐火、準耐火建築物のみとされていましたが、この要件を撤廃。また、建築材料についても現行の「吹き付け石綿」だけでなく、今後は、石綿を 1%以上を含む保温材や断熱材も対象としました。

骨子案では、このほかに東京都や大阪府などが義務付けている解体作業を監視するための石綿濃度の測定について、他の自治体も実施を検討することや作業中マニュアルの整備などを求めています。

資料：2005 年 10 月 26 日付 埼玉新聞

環境分析箇所 市川雅俊

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

